

総務委員会資料

平成26年2月13日

議案第16号

川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 高等学校授業料無償化への所得制限導入について

参考資料1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

参考資料2 高校生等への就学支援

参考資料3 高等学校等就学支援金について

教育委員会

<高等学校授業料無償化への所得制限導入について>

○平成 22 年度から

- ・社会全体の負担により生徒の学びを支えるとの趣旨から、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立（公立高校の授業料を所得によらず一律無償とし、私立高校等に高等学校等就学支援金の支給を開始）

→本市においても、市立高等学校の授業料は原則不徴収となるよう条例を改正した。

○平成 26 年度から～所得制限導入～

- ・年収約 910 万円以上の世帯（神奈川県は全体の 26.6%（文科省算出））については授業料を徴収（新 1 年生から。既に高校に在籍している者については不徴収のまま）。

※全世帯から授業料を徴収することとなるが、年収約 910 万円未満の世帯については、授業料相当分が国から支給されるため、実際の事務としては、設置者が就学支援金を代理受領し、授業料債権に充てる。年収約 910 万円以上の世帯からは、実際に授業料を徴収する必要がある。

→国は、奨学のための給付金（都道府県の制度に対する国庫補助事業：国庫負担 1／3）や家計急変への支援（授業料を減免した際にその 1／2 の額を国が補助）等の低所得者への支援制度を創設するための財源として、所得制限を導入する（平成 26 年度入学者から学年進行）。

■国・神奈川県・川崎市の状況

国 …授業料の徴収等について定めた「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正法案が成立。

神奈川県…改正法案成立を受け、授業料の徴収等について定めた条例改正案が 12 月議会で可決。

川崎市 …2 月議会で授業料の徴収等について定めた条例を改正予定。

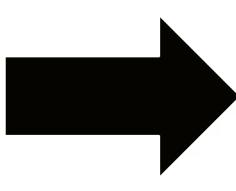
■本市の予定

- ・不徴収だったものを徴収する必要があることから、合格発表の際に、保護者・生徒に対し授業料を徴収することについての通知を行う。

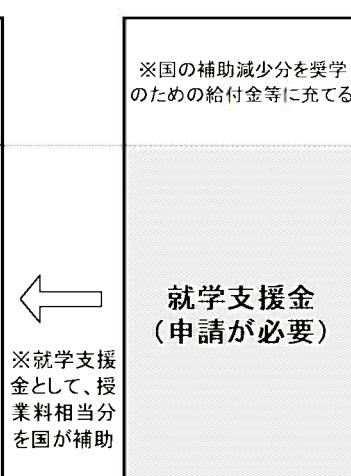
→中学校 3 年生宛てには、文科省が作成したリーフレット（別紙）を配布済み。また、神奈川県が作成した中学校 3 年生向けの通知（授業料を原則徴収する旨や就学支援金の申請方法等を記載）に、川崎市立高校についても記載し、各中学校宛て配布済み。

<現在>

910万



<平成 26 年度から>



公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣 旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」)の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設ける。

※所得制限により捻出した財源は、低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充に充てる（政令等で措置）。

概 要

1. 公立高等学校と私立高等学校等の制度の一本化

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度との2本立てとなっている制度を、所得制限の導入に伴い、就学支援金制度へ一本化する。

2. 所得制限の導入

保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者(高所得世帯の生徒等)については、就学支援金を支給しないこととする。

※所得制限の基準額は、年収910万円を予定（政令で措置）

3. 経過措置

施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設ける。

4. その他

法律の題名の変更、収入の状況に係る届出規定の追加など、所要の規定の改正を行う。

施行期日

平成26年4月1日

高校生等への修学支援

(平成25年度予算額 3,950億円)
平成26年度予算額(案) 3,897億円

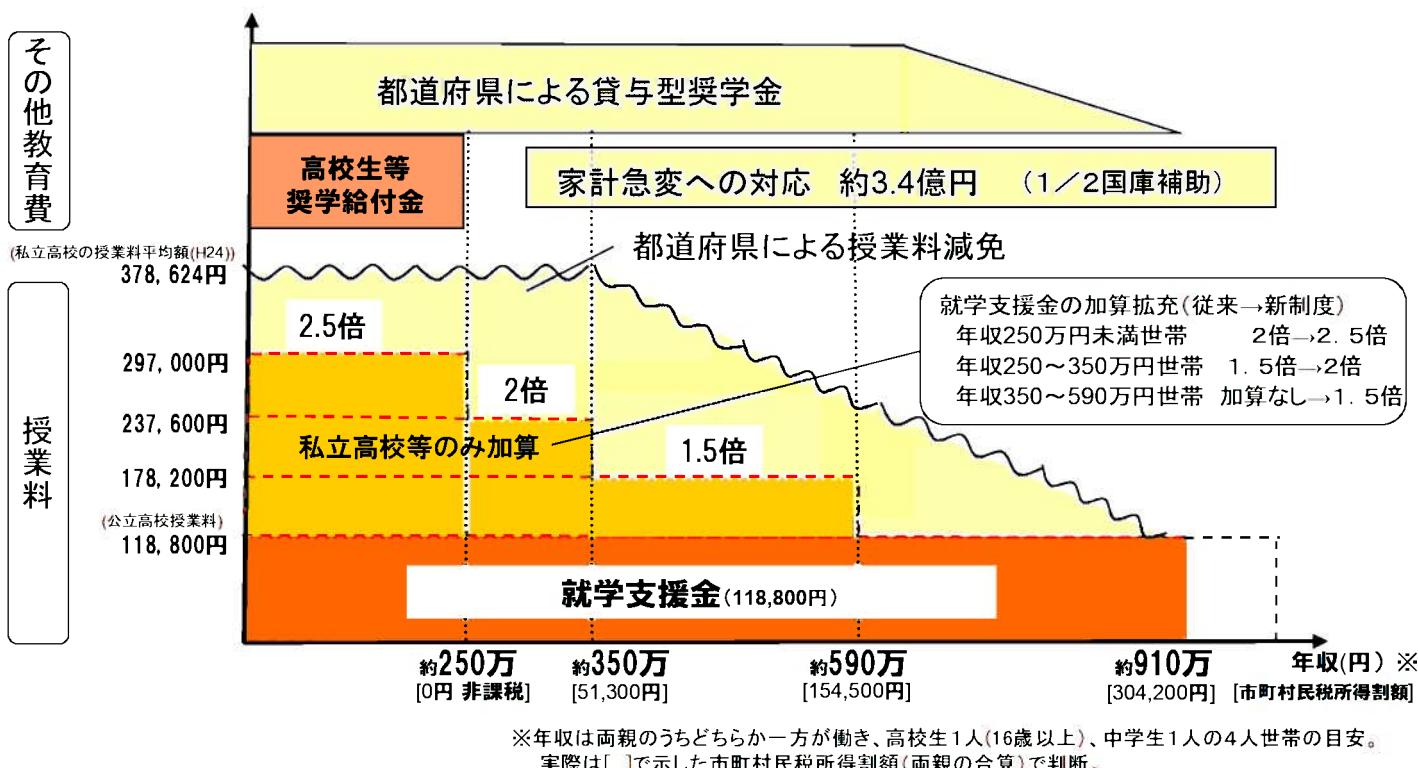
高等学校等就学支援金制度(新制度)

平成26年度予算額(案) 3,868億円 (平成25年度予算額 3,950億円)

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担軽減を図る。

※新制度は新1年生のみ対象

- ◆対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校。
(海外の日本人学校等の高校生に対しても別途予算による同等の支援を行う(0.4億円))
- ◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円(市町村民税所得割額 304,200円)以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。
- ◆私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5~2.5倍した額を上限として支給する。



高校生等奨学給付金

平成26年度予算額(案) 28億円【新規】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を創設し、都道府県に対して所要額を交付する(1/3国庫補助)。

- ◆生活保護受給世帯(通信制に在学する者を除く)

国公立: 年額32,300円 / 私立: 年額52,600円 ※修学旅行費相当額

- ◆第1子の高校生等がいる世帯

国公立: 年額37,400円 / 私立: 年額38,000円 ※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費相当額

- ◆23歳未満の扶養されている兄・姉と第2子以降の高校生等がいる世帯

国公立: 年額129,700円 / 私立: 年額138,000円

※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費相当額

高等学校等就学支援金について

あなたの意志や希望を応援します！

平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が変わります。

- 新制度では、国公私立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4200円（年収910万円程度）未満の世帯（※1）に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書をご提出いただくことが必要です。

なお、国公私立問わず「市町村民税所得割額」が30万4200円以上の世帯では授業料をご負担いただことになります。

就学支援金の支給限度額は全日制は月額9,900円【公立の定時制高校は月額2,700円、通信制高校は月額520円、私立の定時制・通信制高校は月額9,900円】です。
単位制の場合は支給額が異なります。

- 「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生等の世帯の方には、就学支援金の加算があります。

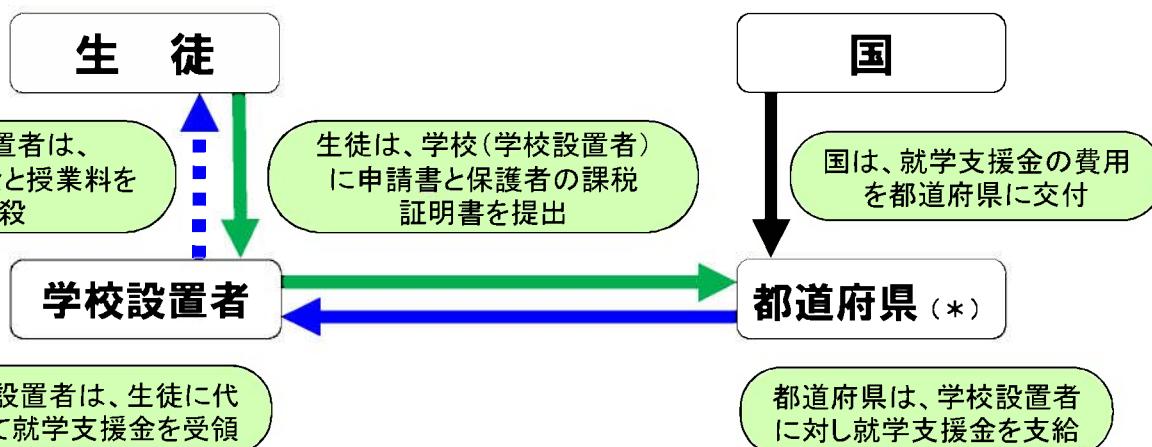
0円(非課税)(年収250万円未満程度)	2.5倍(全日制の場合24,750円/月)
～5万1300円未満(年収250～350万円程度)	2倍(全日制の場合19,800円/月)
～15万4500円未満(年収350～590万円程度)	1.5倍(全日制の場合14,850円/月)

- 新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成25年度までに高校等に在学されている方は、旧制度（※2）が適用されます。

※1 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安です。

※2 公立高校は授業料不徴収制度、私立高校等は就学支援金制度（全日制で年収250万円未満の世帯は月額19,800円、年収250～350万円の世帯は月額14,850円、年収350万円以上の世帯は月額9,900円が支給される制度）が適用されます。所得制限や、私立高校等の低所得者への就学支援金の加算を現行制度以上に拡充する部分は適用されません。

就学支援金支給の流れ



*都道府県立高校の場合は、学校設置者＝都道府県となります。また、国立高校の場合は、国から学校設置者へ直接支給されます。

高等学校等就学支援金制度 Q & A

Q1. これまでの制度とどこが変わるのでですか？

これまで、公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があることや、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいなどの課題がありました。新制度では、市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯には授業料をご負担いただくことになりますが、私立高校に通う生徒について、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるようになります。

Q2. 支援の対象はどのような人ですか？

これまでの不徴収制度や就学支援金制度の対象であった国公私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）や中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程等に加えて、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校の生徒も就学支援金の支給対象とする予定です。また、文部科学大臣に認定を受けている在外教育施設高等部の生徒への支援を別途行います。

ただし、以下の方は対象とはなりません。

- ・高校等を既に卒業した生徒や3年（定時制・通信制は4年）を超えて在学している生徒
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
- ・市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯の生徒

Q3. 就学支援金を受給するのにどのような手続きが必要ですか？

就学支援金の受給資格を得るため、申請書（学校を通じて配布されます）と、課税証明書（市区町村の窓口で発行されます）等の所得を証明する書類を提出することが必要です。平成26年度に入学される方は、原則4月に申請書等をご提出いただくことになりますが、提出先は都道府県によって異なりますのでご留意ください。

Q4. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人（保護者）が直接受けとるものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が支払う必要があります（学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合もあります）。

Q5. 就学支援金以外に、高校段階の支援はどのようなものがありますか？

授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」制度を創設します。なお、都道府県の取り組みに対する国の補助事業とするため、都道府県によって制度内容が異なりますので、ご留意ください。

■都道府県等では、国による授業料支援としての「就学支援金制度」とは別に、収入に応じた独自の授業料減免制度を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

お問合せ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）

電話 03-6734-3176 メール mushouka@mext.go.jp

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 就学支援金

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN